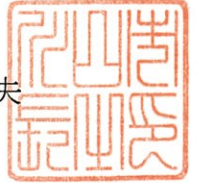


川 グ 発 第 8 号
令和6年12月19日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和3年12月24日執行の経済部定期監査結果について下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（グリーンセンター）

グリーンセンターの備品の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和5年度までは、再整備事業の工事に伴い一部の備品については措置ができておらず、事業の進捗に合わせて、不要になった備品の廃棄処理等、備品管理状況の確認を適宜行っておりましたが、今年度、すべての備品の管理状況の確認を行った上で、備品整理票の貼り替え、備品受払簿への規格や場所情報を記載するなどし、川口市財産規則に則って適正に事務を執行しました。

収入事務について（グリーンセンター）

グリーンセンターの生産品受払の手續において、川口市立グリーンセンター処務規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和4年3月22日から、川口市立グリーンセンター処務規程に則り、生産品受払簿を作成し、施設内で生産した植物等について、受払簿への記載を行い、理財部契約課長の閲覧を受け、適正に事務を行いました。

